

定期点検結果（令和元年度）

島根県公共土木施設長寿命化計画に基づく点検等について、令和元年度の定期点検結果を取りまとめました。

（１）対象施設と点検区分

島根県公共土木施設長寿命化計画に基づく対象施設と点検頻度は下表のとおりです。

表 1. 対象施設と点検区分

分野名	施設名	点検頻度	
道路	橋梁	5年に1回	
	トンネル	5年に1回	
	シェッド※1	5年に1回	
	大型カルバート※2	5年に1回	
	附属物（標識、照明等）	門型標識	5年に1回
		上記以外	10年に1回
	法面等構造物	要対策箇所：5年に1回 それ以外：10年に1回	
舗装	5年に1回		
河川	河川管理施設（水門、樋門、排水機場）	1年に1回	
	ダム（土木構造物、電気通信施設、機械設備）	1年に1回	
港湾	岸壁、物揚場等	5年に1回	
空港	滑走路、灯火・電気設備	滑走路：1～5年に1回 灯火、電気設備：1年に1回	
砂防	砂防ダム、地すべり防止、急傾斜地崩壊対策、雪崩防止	前回診断の健全度により1～5年に1回	
都市公園	都市公園施設（土木構造物、遊具等）	土木構造物：1年に1回 遊具：1年に2回	
下水道	下水処理場	5年または7年に1回	
	下水管渠	5年に1回	

公共土木施設

道路



河川



港湾



空港



砂防



公園



下水道



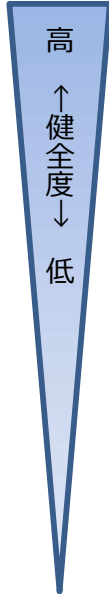
- ※1 シェッドとは、雪崩や落石、土砂崩れから道路等を守るために作られた洞門
- ※2 大型カルバートとは、箱型のコンクリート製の構造物で中に2車線以上の道路を有するもの

定期点検結果（令和元年度）

（１）対象施設と点検区分

各施設の健全度は次の４段階区分を基本とします。

表２．健全度区分表



区 分		状 態	措 置
I	健全	損傷がないか、あっても軽微で、構造物の機能に支障が生じていない状態	対策不要
II	予防保全措置	損傷等はあるが、構造物の機能に支障が生じていないため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	予防保全の必要がある施設は対策を必要とする。 それ以外は、点検により監視。
III	早期措置段階	損傷等があり、構造物の機能に支障が生じる可能性があるため、早期に措置を講ずべき状態	施設の状態や使用状況等により計画的に対策を実施。
IV	緊急措置段階	損傷等が著しく、構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	施設の状態により、安全の確保を最優先とし、使用規制等を講じた後、速やかに対策を実施。

定期点検結果（令和元年度）

（２）点検結果

令和元年度の点検結果は次のとおりです。

①点検結果

表 3 . 令和元年度点検結果一覧

分野	施設名	単位	① 管理施設数 (R02年3月)	② H27年度以前 点検箇所数	③ H28年度 点検箇所数	④ H29年度 点検箇所数	⑤ H30年度 点検箇所数	⑥ R01年度 点検箇所数	健全度区分ごとの内訳				⑦R01年度までの点検状況※1 ⑧点検数※2 (②③④⑤⑥計 or ①)	⑨点検率 (⑧/①) %
									I	II	III	IV		
									道路	橋梁※3	橋	2,751		
	トンネル	本	194	40	29	72	53	34	0	22	12	0	194	100
	シェッド	基	54	34	0	10	5	17	0	16	1	0	54	100
	大型カルバート	基	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	6	100
	附属物（門型標識等）	基	39	0	6	15	18	0	0	0	0	0	39	100
	附属物（上記以外）	基	24,754	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	のり面等構造物	箇所	26,399	1,478	1,438	535	741	515	332	78	9	0	4,707	18
	舗装	km	3,103	609	627	0	0	0	0	0	0	0	1,236	40
河川	河川管理施設	基	224	219	220	224	222	224	57	81	83	3	224	100
	ダム	設備	377	356	356	377	377	385	152	148	82	3	377	100
港湾	港湾施設	施設	525	14	12	33	0	89	73	3	13	0	148	28
空港	空港施設	施設	26	12	11	0	10	11	1	4	6	0	26	100
砂防	砂防施設	施設	2,948	1,650	1,435	1,262	1,694	1,332	825	400	104	3	2,948	100
都市公園	公園施設	施設	695	698	698	699	702	688	397	224	66	1	695	100
下水道	処理場	施設	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管渠（管渠）	km	74.7	0	14.6	18.3	8.4	5.7	3.9	1.7	0.1	0	47	63

※1：⑦R01年度までの点検状況は、H26年度を初年度として点検の進捗を⑧点検率で表記

※2：⑧点検数は、点検頻度が2年以上の施設についてR01年度までの累計、点検頻度が1年に1回以上は管理施設数とした

※3：橋梁には横断歩道橋を含む

定期点検結果（令和元年度）

（２）点検結果

②健全度Ⅳリスト

緊急措置段階の健全度区分Ⅳは、損傷状況により使用規制などの安全確保を行うとともに、速やかに対策を講じます。
なお、健全度区分Ⅳの箇所は次のとおりです。

表４．健全度判定Ⅳ区分箇所の一覧

令和3年6月20日時点

整理番号	分野	施設名	道川港等名	健全度Ⅳ箇所名	損傷の内容	緊急措置 又は措置状況	所在地
1	河川	河川管理施設	赤川	駅前樋門	全閉不可	堆積土撤去により対策完了	雲南市大東町
2	河川	河川管理施設	白上川	白上第1予備樋門	扉体腐食・孔食、水密ゴム亀裂、開閉装置動作不可、戸当り発錆・孔食	予備樋門を撤去し対策完了	益田市
3	河川	河川管理施設	益田川	今市川水門	開閉装置用予備発電機動作不可	動作不良機器を交換し対策完了	益田市
4	河川	ダム	布部ダム	ダム管理用制御処理設備	設置から19年が経過し、代替部品の調達 が不可能であり、整備修繕では復旧できな い	R3.5月に更新を完了した。	安来市広瀬町
5	河川	ダム	山佐ダム	常用放流管ゲート	開閉装置（バルブコントロール）内のリ ミットスイッチストライカー破損	R3.6月に取替整備を完了した。	安来市広瀬町
6	河川	ダム	益田川ダム	無停電電源装置	インバーター故障	応急対策は完了。 年度内に更新完了予定。	R3 益田市久々茂町
7	砂防	急傾斜地崩壊危険区域	旧松江市	奥谷	落石防護柵支柱の腐食	R2修繕完了	松江市
8	砂防	急傾斜地崩壊危険区域	旧吉田村	深野	落石防護柵支柱の腐食	R3修繕完了予定	雲南市
9	砂防	急傾斜地崩壊危険区域	旧平田市	釜浦	落石防護柵の損傷	状況監視及び修繕工法設計検討中	出雲市
10	都市公園	公園	県立石見海浜公園	休憩所2（Aゾーン）	躯体の梁柱壁、軒先各所に爆裂あり	本対策完了（施設建て替え）	浜田市
11	下水道	マンホール蓋	宍道湖流域下水道東 部処理区	東部3号幹線M3-1-1~3-1-2 東部3号幹線M3-2-0~3-2-6	浮上防止機能なし、転落防止機能なし	M3-1-1:R3年度に更新予定 上記以外はR2年度に更新完了	松江市